国住指　第２３８号
国住参マ第１３５号
令和８年７月 16 日

公益社団法人　全国賃貸住宅経営者協会連合会　会長 殿

国土交通省住宅局　建築指導課長

参事官（マンション・賃貸住宅担当）
（公印省略）

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について（再周知）

住宅の窓及びベランダから子どもが転落する事故が 32 年間で 134 件発生しています（別添１）。

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故について、令和７年６月 24 日に消費者安全調査委員会から国土交通大臣に対し、消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見を受けたことを踏まえ、「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について（同年６月 27 日付国住指第 139 号・国住参マ第 108 号）を発出し、『子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）』（国土技術政策総合研究所）（以下、「ガイドライン」という。）や「子育て支援型共同住宅推進事業」、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落の防止に資する各種ツール（以下、「各種ツール」という。）の活用について、住宅を供給する事業者に対する周知への協力をお願いしたところです。

本年５月 27 日に開催された第 164 回消費者安全調査委員会において、ガイドラインや各種ツールについて、住宅の入居者に対して周知を求められたことから、下記のとおり周知を行いたいと考えています。

つきましては、貴団体におかれましては、子どもの転落事故防止の観点から、周知にご協力いただきますようお願いします。

また、貴団体の会員に対しても、この旨周知いただきますようお願いします。

なお、消費者安全調査委員会からの取組状況に関するフォローアップに対応するため、周知に関する取組について把握させていただく予定です。

記

１．「子どもの転落事故」防止のためのチェックリストの活用について

消費者安全調査委員会において、「子どもの転落事故」防止のためのチェックリス

ト（以下、「チェックリスト」という。）（別添２）を作成し、公開しています。
ご家庭での事故を防ぐため、事故の発生状況及び本チェックリストについて、下記のような方法で、入居者に幅広く周知いただきますようお願いします。

（１）分譲マンションでのご対応
管理組合理事会・総会等での周知、掲示板への張り出し、回覧板の活用など

（２）賃貸住宅でのご対応
掲示板への張り出し、回覧板の活用など

※チェックリスト（消費者安全調査委員会）
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/assets/csic_cms201_250624_40.pdf

２．ガイドラインの周知について

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのノウハウを取りまとめたガイドラインを国土技術政策総合研究所が令和７年３月に公開し、説明動画も公開しています。
ガイドラインでは、子育てに配慮した住宅と居住環境において配慮すべき事項や要求水準（性能・仕様等）等をまとめており、別添３のとおり子どもの窓・ベランダ（バルコニー）からの転落を防止するための配慮に関する事項についても整理しています。
１．のチェックリストで悪い例に該当する場合、ガイドラインを参考に、良い例へと実際に改善・改修をすることが考えられますので、１．と同様の方法で入居者へ幅広く周知いただきますようお願いします。

※子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）
https://www.nilim.go.jp/lab/hbg/kosodate/guideline.html

令和７年６月 24 日

消費者事故等調査報告書【概要】

－住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故－

【消費者安全調査委員会】

（１）事故情報

６歳未満の子どもの住宅の窓及びベランダからの転落死亡事故 134 件（1993 年から 2024 年までの３２年分）の発生状況を調査した。転落箇所別では、窓が 42 件、ベランダが 92 件であった。窓からの転落は１歳の事故が最も多く（42 件中 12 件。次いで２歳が 10 件）、ベランダからの転落事故は３歳の事故が最も多かった（92 件中 41 件。次いで４歳が 21 件）（図１）。

なお、事故発生時における保護者の在宅状況は、在宅が 134 件中 65 件、不在（家族の送迎、ごみ出しなど短時間の外出を含む。）が 55 件であった（残り 14 件は不明）（図２）。

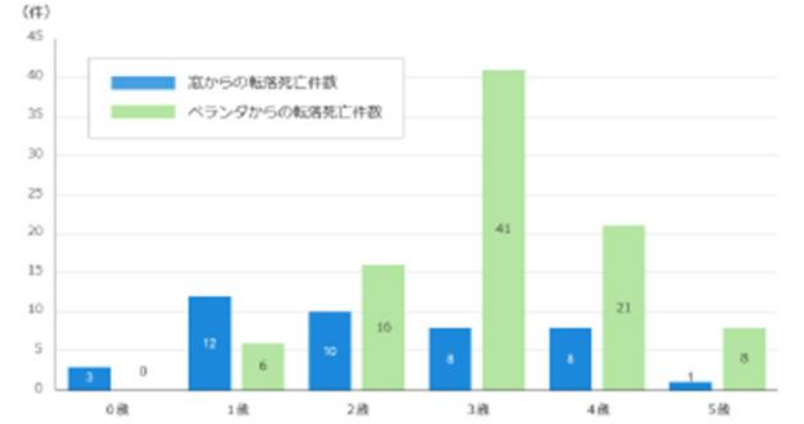

(件)

区　分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
窓からの転落死亡件数	3	12	10	8	8	1	42
ベランダからの転落死亡件数	0	6	16	41	21	8	92

図１　窓及びベランダからの転落死亡者数

(件)

在宅	65
不在	55
不明	14
計	134

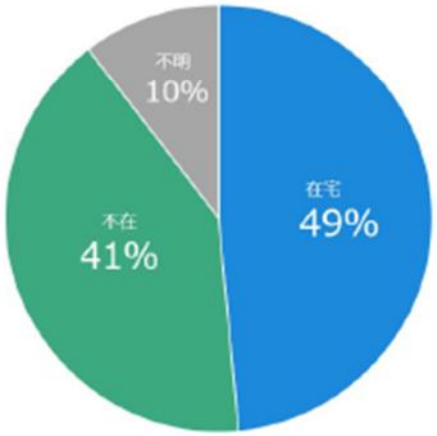

図２　事故発生時における保護者の在宅状況

報告書【概要】全文はこちら→

「子どもの転落事故」防止のためのチェックリスト

今すぐ点検！　危ない箇所はありませんか？

窓のチェックポイント

☑ 窓の近くに家具が置かれている。

✕ 悪い例

腰 窓

ソファあり

○ 良い例

腰 窓

物が置かれていない

☑ 窓の鍵に子どもの手が届く。

✕ 悪い例

掃き出し窓

鍵に子どもの手が届いている

○ 良い例

掃き出し窓

2個目の鍵が取り付けてある

ベランダのチェックポイント

☑ ベランダに物が置かれている。

✕ 悪い例

ベランダ

イス、プランターあり

○ 良い例

ベランダ

物が置かれていない

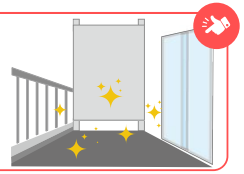

☑ 室外機がベランダ手すり壁の近くにある。

✕ 悪い例

ベランダ 室外機

手すり近く

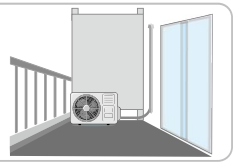

○ 良い例

ベランダ 室外機

・手すりから60㎝以上離れている
・離せない場合には柵で囲う

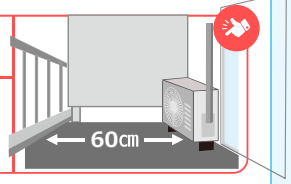

☑ 手すりの仕様がよじ登りやすい／すり抜けやすいものになっている。

✕ 悪い例

ベランダ

・ヨコ桟状
・子どもが手足を入れることのできる隙間

○ 良い例

ベランダ

・タテ桟状
・手すり子間の隙間11㎝以下、底面との隙間９㎝以下

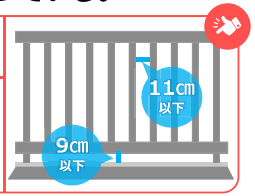

どのように転落してしまうの？

消費者安全調査委員会
子どもが転落に至るプロセスを動画で公開しています。
動画①

政府広報オンライン
子どもが転落しそうになる状況を動画で公開しています。
動画②

どうすれば防ぐことができるの？

消費者安全調査委員会が子どもの転落事故（134件）を調査した結果、次のことが分かりました。

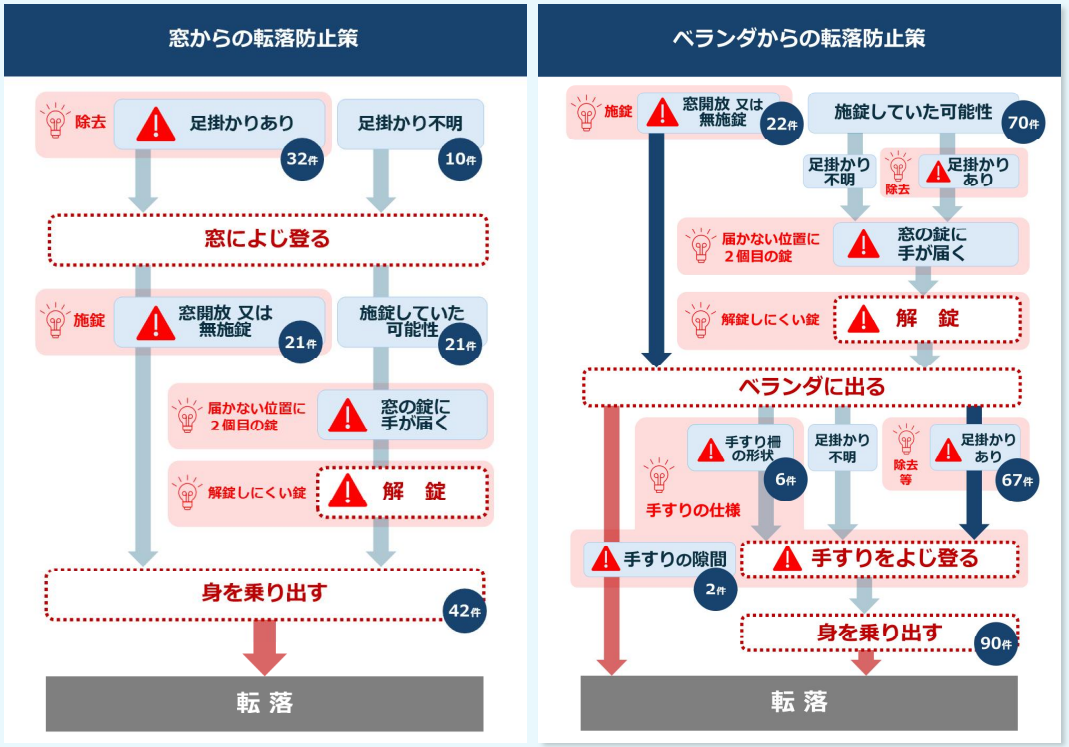

どのような補助や製品があるの？

補助制度

- **安全に配慮した共同住宅への支援**
  共同住宅（賃貸住宅、分譲マンション）の新築・改修時に、住宅内での事故防止などの安全対策を目的とした補助制度があります！
- **国や自治体の改修補助制度**
  子育て世帯が安心して暮らせる住宅にするために、国や自治体の補助制度の活用を検討してみましょう！

子育て支援型共同住宅推進事業

製品

- **転落防止に役立つ製品**
  キッズデザイン協議会のウェブサイトで転落防止に役立つ製品が紹介されています。
  「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」にチェックを入れ、キーワードに「転落」と入力して検索してみましょう！

キッズデザイン賞検索サイト

消費者安全調査委員会

子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）

国土交通省

令和7年3月　国土技術政策総合研究所

○子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まいや居住環境について、配慮すべきテーマや配慮事項のポイント、配慮事項に係る整備内容・水準を紹介しており、配慮すべきテーマの一つに、「バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止」を位置付けている。

基本的視点

【視点1】 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境

子育て中の住宅内での事故リスクを軽減し、防犯性や交通安全性、災害安全性等を備えた、安全で安心できる住まい

【視点2】 子どもの健やかな成長を支える環境

子どもの健康や学習、地域との交流等、子どもの健やかな成長（子育ち）を支える住まい

【視点3】 快適に子育てできる環境

子育てで負担が増す家事や片付け、気遣い等、日頃のストレスを軽減するための対応や、買い物の利便性等を備えた、快適な子育てを支える住まい

【視点4】 親が快適に暮らせる環境

子育て中の親が、日常生活の中でくつろぎやゆとりを持つことができる、個人としての快適な暮らしを支える住まい

＋

基本性能

住宅として満たすことが求められる基本性能
（耐震性能、防火性能、省エネ性能）

計画的視点

【視点1-1】 住宅内での事故の防止

子ども、特に乳幼児の家庭内事故の発生割合は高く、住宅内は子どもにとって様々な危険にさらされている

【視点1-2】 子どもの様子の見守り

家事をしている隙に子どもの姿が見えなくなると事故が起きていないか心配になる

【視点1-3】 不審者の侵入防止

子どもの日常生活の安全のためには、不審者の侵入による犯罪発生を防ぐことが不可欠である

【視点1-4】 子どもの外出の安全・安心

子どもが育つための外部環境も、車や犯罪などの様々な危険にさらされている

【視点1-5】 災害への備え

自然災害の発生時には、子どもは避難や避難生活をするうえでの弱者になりやすい

配慮すべきテーマ

【テーマ(1)】 衝突による事故を防止する

【テーマ(2)】 転倒による事故を防止する

【テーマ(3)】 転落による事故を防止する

- **【テーマ(3)-1】 バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止**
- **【テーマ(3)-2】 階段からの転落の防止**

【テーマ(4)】ドアでの指つめ・指はさみを防止する

【テーマ(5)】 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する

【テーマ(6)】 感電や火傷を防止する

配慮事項のポイント／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

必要性・重要性

○ ひとり歩きができるようになる幼児前期の子どもや、好奇心が旺盛な幼児後期の子どもは、バルコニーや高所の窓・廊下等から転落してしまい、重大事故に至る危険性がある。

○ バルコニー・窓・廊下等の手すりには、転落事故を防止するための工夫が求められる。

対応する子どもの年齢期

乳児期～小学生低学年

配慮事項のポイント

〈住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）〉

○ バルコニーや廊下（開放されている側に限る。）に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔、手すりと床面との隙間など）とする。

○ 手すりをまたぐ足がかりとならない安全な位置に、室外機置場・資源用ゴミ箱等の設置スペースを確保する。

○ バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造の錠とする（ダイヤル錠、補助錠の設置など）。

○ 2 階以上の窓には転落の防止に効果的な手すりを設ける（手すりの高さ、間隔、手すりと窓台との隙間など）。

〈共用部分（共同住宅）〉

○ 共用廊下に転落防止のために設置される手すりは、転落の防止に効果的な構造とする（足がかりのない構造、手すりの高さ、手すりの間隔など）。

バルコニーの転落防止に配慮された手すり

空間別の主な配慮事項【バルコニー（共同住宅）】（抜粋）

配慮事項に係る整備内容・水準／バルコニー・窓・廊下等からの転落の防止

バルコニー

手すりを転落の防止に効果的な構造とする

○手すりの構造に配慮する

→ 足がかりのない形状とする

→ 腰壁等（※腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分）の高さに合わせた高さに設置する

	腰壁等の頂部と床面等（※床面又は式台）との距離の小さい方		
	300mm未満	300mm～650mm未満	650mm以上
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁等から800mm	床面等から1100mm以上

→ 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔	手すり最下部とバルコニー床面の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

○子ども（幼児等）のよじ登りを防ぐ

→ 手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的

安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

○室外機や資源用ゴミ箱等が子どもがバルコニーをよじ登る足がかりにならないようにする

→ 手すりから600㎜以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する

→ 十分な距離を確保できない場合は室外機等を高さ900㎜以上の柵で囲う

窓・窓サッシ

転落の防止に効果的な手すりを設ける（2階以上の窓の場合）

○乗り越え等を防止する手すり（柵）を設置する

→ 窓台等（※窓台その他足がかりになるおそれのある部分）の高さに合わせた高さに手すり（柵）を設置する

	窓台等の高さが650mm～800mm未満	腰壁、窓台等の足がかりになる部分がある場合
必要な手すり高さ	床面等から1100mm以上	腰壁、窓台等から800mm

→ 子どもの頭が入らないように

手すり子の間隔 窓台等（高さが650mm未満の場合に限る）からの高さが800mm以内の部分	手すり最下部と窓台の間隔
内法寸法で110mm以下	内法寸法で90mm以下

バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

○以下のクレセント錠を用いる

→ ダイヤル錠の設置

→ 手の届かない位置への補助錠の設置

※一般的には床上1,500mm程度以上の高さが想定される

※バルコニー、窓以外にも、廊下、階段について、手すりに関する基準あり